

障精発0601第2号

平成29年6月1日

各地方厚生局健康福祉部長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長

(公 印 省 略)

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について

標記について、「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第83条第2項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について」(平成17年8月2日障精発第0802002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知)の一部を別添のとおり改正し、本日より適用することとしたので、貴管内指定医療機関に周知するとともに、関係制度の円滑な実施について遺漏なきを期されたい。

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第 83 条第 2 項の規定による診療方針及び医療による療養に要する費用の額の算定方法の施行に伴う実施上の留意事項について

(平成 17 年 8 月 2 日障精発第 0802002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長通知) 新旧対照表

(改正案)	(現行)
<p>第 1 部 基本診療料</p> <p>(略)</p> <p>第 2 部 医療観察精神科専門療法</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 持続性抗精神病注射薬剤の種類については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(平成 28 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号)別添 1 第 2 章特掲診療科第 8 部精神科専門療法第 1 節精神科専門療法料 I 013(2)を参考にすること。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第 3 部 医療観察訪問看護</p> <p>(略)</p> <p>(様式第 1)～(様式第 4) (略)</p>	<p>第 1 部 基本診療料</p> <p>(略)</p> <p>第 2 部 医療観察精神科専門療法</p> <p>1～12 (略)</p> <p>13 医療観察抗精神病特定薬剤治療指導管理料</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 持続性抗精神病注射薬剤とは、ハロペリドールデカン酸エステル、フルフェナジンデカン酸エステル及びリスペリドンをいう。</p> <p>(3)～(5) (略)</p> <p>第 3 部 医療観察訪問看護</p> <p>(略)</p> <p>(様式第 1)～(様式第 4) (略)</p>